

消防局庁舎エレベータ設備保守点検業務仕様書

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

1 総則

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合(以下「甲」という。)が発注する消防局庁舎エレベータ設備保守点検業務委託に適用する。

2 保守点検業務の実施

受託者(以下「乙」という。)は、次に掲げる設備について、正常な運転機能を維持するため計画的に技術者を派遣するとともに、常時遠隔監視及び診断並びに適切な点検とプログラムによる整備を行い、乙が必要と判断した場合は機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。

(1) 品名及び型式

日立製交流式乗用エレベータ(車椅子仕様 V07iGL P89-11-CO45, 5停止)

付加仕様：地震時管制運転装置(S波、P波)(リスタート機能付)、ICオートアナウンス、

火災管制装置、停電時自動着床装置、戸開走行保護装置(UCMP)、

マルチビームドアセンサー、ドアシグナル付セフティシュー

(2) 数量 1台

3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 業務場所

鳥取県西部広域行政管理組合 消防局庁舎 米子市両三柳5452番地

5 保守点検業務の内容

- (1) 監視装置による遠隔定期診断と必要に応じた技術員の巡回点検をプログラムで組合せ、エレベータ各部を点検、必要に応じて調整、注油を行うこと。
- (2) 装置の稼動状態に適応したプログラムによる整備を行うこと。
- (3) 次の項目について、24時間機器を遠隔監視及び診断を行い、異常や不具合発生時には出動し、対応すること。

〔監視項目〕

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ①閉じ込め故障 | ②起動不能故障 | ③安全装置動作 |
| ④電源系統異常 | ⑤走行異常 | ⑥ドア開閉異常 |

〔診断項目〕

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| ①接触器動作状態 | ②制御用マイコンの状態 | ③ドア開閉状態 |
| ④かご着床状態 | ⑤運転性能 | |

- (4) 閉じ込めなど異常時には、エレベータかご内と乙の管制センター又はサービス拠点との間で直接通話することが出来ること。
- (5) 24時間出動体制を執り、不時の故障に対し、対応すること。
- (6) 遠隔により閉じ込め救出が出来ること。
- (7) 地震時管制運転機能による運転休止及び自動診断により仮復旧が出来ること。
- (8) リモートメンテナンスシステムによる監視診断結果は毎月、その他の点検、修理等については作業の都度、報告書を提出すること。

6 点検作業の対象及び内容

区分	作業の対象 (装置名)	主な作業内容	リモートメンテナンス	
			性能診断	診断運転
機械室	環境状況	室温確認		
		機械室出入口・室内状況点検		
		機械室整理整頓		
		非常用工具・消火器の確認		
		常備工具・常備部品の確認		
制御盤	制御盤	主接触器の作動状態点検	常時	—
		盤内機器の外観点検		
		主接触器接点点検		
		各リレー動作状態点検	常時	—
		冷却ファン点検		
		各ターミナル確認		
		各端子確認		
		遠隔監視診断装置盤内外観点検		
		遠隔監視診断装置ターミナル締付		
		ヒューズ取替		
電動機	電動機	電動機温度確認		
		電動機運転状態点検		
		ロータリーエンコーダ回転音点検		
		電動機口出し線点検		
巻上機	巻上機	巻上機運転状態点検		
		巻上機ギヤ油油量点検		
		そらせ車回転状態点検		
		綱車・そらせ車溝点検		
ブレーキ	ブレーキ	動作状態点検		
		ドラム汚れ点検(注1)		
		ライニング摩耗量測定		
		制動力測定(注1)		
		ブレーキスイッチ点検(注1)		
		オーバーホール		
		ブッシュ摩耗点検		
		各ピン・軸受部傷、摩耗点検(注1)		
		プランジャー・スライダー摩耗点検(注1)		
		配線点検、端子・ターミナル確認		
調速機	調速機	回転状態点検		
		各ピン部清掃、点検、注油		
		スイッチ点検		
		減衰効果測定		
		配線端子・ターミナル確認		
か ご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検	常時	1回以上/月
		着床状態・レベル点検	常時	1回以上/月
	外部への連絡装置	呼出し通話確認		
	停電灯装置	点灯・照度確認		

かご	内装・照明・ファン 操作盤・表示ランプ	各機器点検		
		天井扇回転状態点検		
		押ボタンスイッチ動作確認		
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認		
	かごの戸・敷居	かご位置表示装置点検		
		かご・乗場の戸当りゴム点検		
		乗場とかご敷居との隙間測定		
		かごの戸相互間・戸と前柱間隙間測定		
		戸スイッチ相互位置測定、動作点検		
		ハンガーローラー・レール清掃、点検		
		振れ止めローラー点検		
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布(注1)		
		係合装置清掃、点検、注油		
		閉め安全装置・過負荷ドア反転装置・光電装置コード点検(注1)		
	戸閉め安全装置	かごの戸シュー点検		
		係合子と係合ローラー相互位置点検		
		戸閉め安全装置動作点検		
かご上	かご上環境状況 戸の開閉装置 ガイドシュー・ローラ 給油器(オイラー) かご上機器	光電装置動作点検(注1)		
		過負荷ドア反転装置動作確認		
		汚損状態点検、清掃		
		戸の開閉装置運転状態点検	常時	1回以上/月
		制御機器点検		
		駆動機構点検		
		モータのブラシ・コンミ点検		
		ロータリーエンコーダー点検(注1)		
		かご上・つり合いおもりガイドシュー・ローラ点検(注1)	常時	
		給油器点検、注油		
乗場	戸の開閉状態 乗場の戸・敷居 ドアインター ロックスイッチ	かご上停止・操作スイッチ動作確認		
		かご器具ボックス内部点検・確認		
		天井扇清掃、注油		
		戸の開閉速度点検	常時	1回以上/月
		乗場の戸・三方枠外観点検		
		戸のクローザ機能・自閉力点検、注油		
		ハンガーローラー・レール清掃、点検		
		振れ止めローラー点検		
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布		
		戸のシュー点検		

乗 場	乗場ボタン・表示ランプ	インジゲータ・押ボタン点検(ランプ含)		
		ホールランタン点検(注1)		
昇降路 ・ピット	環境状況	昇降路環境状況点検		
		ピット内汚損状況・各機器点検		
		ピット内清掃		
	かご・ おもり吊り車	かごおもり吊り車回転音点検(注1)		
		かごおもり吊り車溝点検(注1)		
	主・調速機ロープ	主ロープ取り付け部点検		
		各ロープ錆・素線切れ点検		
	ガイ ドレール	各部点検		
		レールブラケット・アンカーボルト確認		
	つり合いおもり	各部点検(注1)		
		押さえ金具確認(注1)		
リミットスイッチ	取り付け状態点検			
		動作確認		
	非常停止装置	非常停止装置清掃、点検、注油		
	移動ケーブル	走行状況点検		
		傷・変形点検		
	テンションプーリ	調速機テンションプーリ溝清掃、点検(注1)		
	緩衝器	緩衝器固定状況点検		
		オイルバッファ油量点検(注1)		
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ点検		
		かご下プーリ点検(注1)		

(注1) 装置付の場合の作業内容

※ 点検周期など記載の無い項目については、適宜実施するものとする

7 意匠関係の清掃

作業の対象		周 期	作業の内容
簡易清掃	三方枠 操作盤 戸・側板 シル	定期作業	ほうき又はウエス、ハンディモップ等を使用しての清掃
総合清掃	戸閉め安全装置 かご位置表示装置 天井清掃 天井照明カバー ドアカバー *ビジョンガラス	年1回集中作業	クリーナやハンディモップ等を使用しての清掃 (*ビジョンガラス不付きの場合は除く)

(注2)いずれの場合も油性インク、ボールペン等による汚れの除去及び傷の補修は除外する。

8 機器を構成する機器や部品の修理又は取替項目

区分	修理の対象（装置名）	機器を構成する機器や部品の修理または取替え項目
機械室	制御盤	バッテリー取替
		リレー取替
		コンデンサー類取替
	電動機	電動機巻線絶縁処理
		各軸受ベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
	巻上機	ギヤ歯当り調整
		各軸受ベアリング取替
		綱車溝修正及び取替
		ギヤ油取替
		オイルシール取替
かご	ブレーキ	ライニング取替
	調速機	軸受ベアリング取替
	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替
	停電灯装置	各停電バッテリー取替
		停電灯ランプ取替
	操作盤	操作盤スイッチ類取替
かごの戸	かごの戸	ハンガーローラ取替
		駆動ロープ(ベルト)取替
		スイッチ取替
	戸閉め安全装置	コード取替
		スイッチ取替
かご上	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
		駆動ベルト取替
		スイッチ取替
	ガイドシュー・ローラ	ガイドシュー・ローラ取替
乗 場	かご上機器	ポジテクター取替
	乗場の戸	ハンガーローラ取替
		駆動ロープ取替
		ドアインターほんロックスイッチ取替
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替(注3)
		おもり吊り車ベアリング取替(注3)
	主・調速機ロープ	主ロープ切り詰め・取替
		調速機ロープ切り詰め・取替(注3)
	移動ケーブル	移動ケーブル取替
	昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取替
	調速機	軸受ベアリング取替(注3)
	テンションプーリ	テンションプーリベアリング取替(注3)
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替
		かご下プーリベアリング取替(注3)

(注3) 装置付きの場合の修理又は取替項目

9 除外事項

次の事項は、本仕様書の修理及び取替作業には含まない。

- (1) 意匠部品（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）塗装メッキ直し、修理及び部品取替
- (2) 卷上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替え
- (3) 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- (4) 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- (5) 諸法規の改正又は、官公署の命令及び指導により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- (6) 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替え
- (7) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

10 その他

- (1) 修理又は取替の条件

諸法規の改訂又は官公署の命令若しくは指導による検査、装置、機器、部品の改造、新型への取替、新規取付けは含まないこと。

- (2) 撤去品及び残材の処分

この仕様に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引取り、乙の負担に於いて処分すること。

- (3) 作業の時間

故障対策を除き、点検、整備等は、乙の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行うこと。

作業に必要な時間は運転休止をすること。

- (4) 管理責任

エレベータの占有若しくは管理に基づく責任は、甲に属すること。

- (5) エレベータ関連設備のメンテナンス

BGM装置、エアーコンディショナー、地震感知器、煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベータ関連設備のメンテナンス(点検、整備)は、含まないこと。

- (6) その他必要な書類

その他必要とする書類については、甲、乙協議し提供すること。

令和4年3月8日

入札書（第回）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

件 名	消防局庁舎エレベータ設備保守点検業務	
業 務 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	
入 札 金 額	金	円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年　月　日

辞　　退　　届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記の入札物件について、第　　回目の入札を辞退します。

記

1 件　　名　　消防局庁舎エレベータ設備保守点検業務

2 入 札 日　　令和4年3月8日

3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に
貼付してご使用ください。

配達日
指定郵便

配達指定日

令和4年3月7日（月曜日）

入札書在中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入札番号	広消3
案件名	消防局庁舎エレベータ設備保守点検業務
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。